



厚生労働省 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署発表
令和4年5月10日

【照会先】
宮崎労働基準監督署
副署長 黒木 章寛
○第一方面主任 大嶋 朋宏
電話 0985 - 29 - 6000
17:15以降 0985 - 29 - 6002

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 体育館改修工事における作業場所から墜落災害～

宮崎労働基準監督署(署長 菊地 良英)は、本日、クマモト工業株式会社及び同社職長Aを、労働安全衛生法違反の疑いで宮崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和3年5月26日、高鍋町総合体育館改修工事において、地上から高さ12.798メートルの棚足場の作業床上で作業員に天井部解体作業をさせていた際、開口部に手すり等の墜落防止設備を設けていなかった疑い。

1 被疑者

- (1) クマモト工業株式会社
所在地：宮崎県宮崎市月見ヶ丘
事業内容：解体工事業
- (2) 職長A

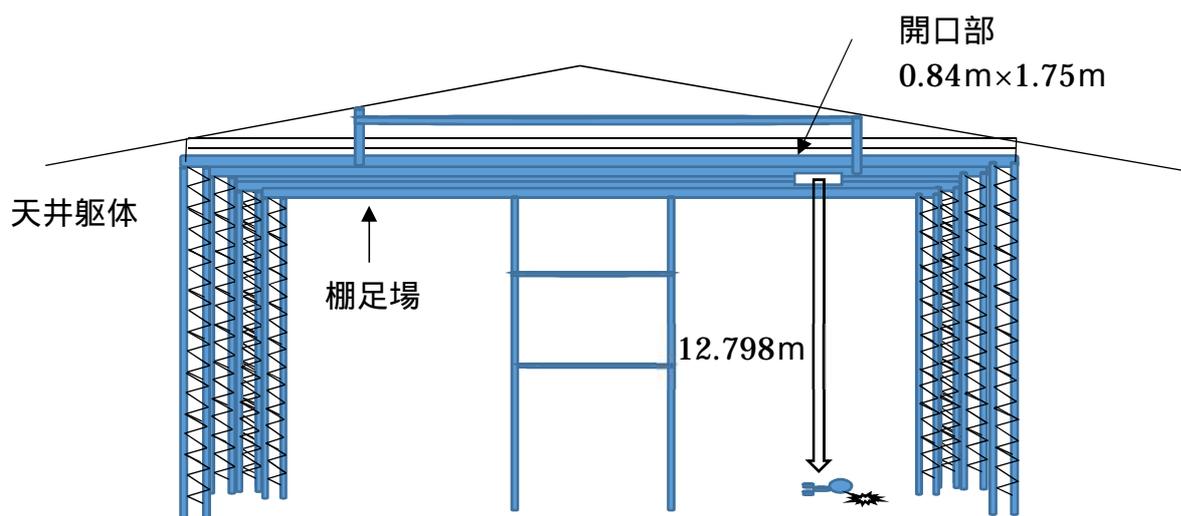
2 違反条文

被疑者クマモト工業株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反
同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)
労働安全衛生規則第563条第1項第3号(手すり等の設置)
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰規定)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第45条第3項

3 災害の概要

令和3年5月26日、児湯郡高鍋町の高鍋町総合体育館改修工事現場において、クマモト工業株式会社に派遣されていた労働者が体育館天井部解体作業に従事していたところ、体育館アリーナ内に設置された高さ12.798メートルの棚足場の作業床を一部取り外して生じた開口部から、体育館床面に墜落し死亡するという災害が発生しました。

【概略図】



4 被疑内容

労働安全衛生法では、足場における高さが2メートル以上の作業場所で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、足場の種類に応じて、手すりや中棧等の足場用墜落防止設備を設けなければならないと規定されていますが、災害発生当時、このような措置が講じられていなかった疑いがあります。

5 参考（関係条文）

労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）*

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（罰則）*

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条，第二十条から第二十五条まで，第二十五条の二第一項，第三十条の三第一項若しくは第四項，第三十一条第一項，第三十一条の二，第三十三条第一項若しくは第二項，第三十四条，第三十五条，第三十八条第一項，第四十条第一項，第四十二条，第四十三条，第四十四条第六項，第四十四条の二第七項，第五十六条第三項若しくは第四項，第五十七条の四第五項，第五十七条の五第五項，第五十九条第三項，第六十一条第一項，第六十五条第一項，第六十五条の四，第六十八条，第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)，第九十七条第二項，第一百五十五条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

二 ~ 四 (省略)

(罰則)*

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して，第一百六条，第一百七条，第一百九条又は第二百十条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(作業床等)*

第五百六十三条 事業者は，足場(一側足場を除く。第三号において同じ。)における高さ二メートル以上の作業場所には，次に定めるところにより，作業床を設けなければならない。

一 ~ 二(略)

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には，次に掲げる足場の種類に応じて，それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて，たわみが生ずるおそれがなく，かつ，著しい損傷，変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。

イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。口において同じ。) 次のいずれかの設備

(1) 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の棧若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(2) 手すりわく

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(労働安全衛生法の適用に関する特例等)

第四十五条 1~2項(略)

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては，当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と，当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして，労働安全衛生法第十一条，第十四条から第十五条の三まで，第十七条，第二十条から第二十七条まで，第二十八条の二から第三十条の三まで，第三十一条の三，第三十六条(同法第三十条第一項及び第四項，第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。)，第四十五条(第二項を除く。)，第五十七条の三

から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十六条第二項前段及び後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三項、第四項(同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))並びに第五項(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))、第六十六条の三(同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))、第六十六条の四、第六十六条の八の三、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定(労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。))」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段(派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者(労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。))に係る部分に限る。以下この条において同じ。))、第三項、第四項(第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。))又は第五項ただし書(第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。))」と、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一項」とあるのは「派遣元の事業(労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。)の事業者が、第六十六条の八第一項」とする。

(略)